

令和3年度西九州新幹線開業気運醸成イベント会場設営・運営等業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和3年度西九州新幹線開業気運醸成イベント会場設営・運営等業務委託

2. 業務の目的

令和4年秋の西九州新幹線開業に向け、新幹線が開業することの県民への周知と開業への期待感の醸成、おもてなし意識の向上など気運醸成を図るもの。

3. 委託期間

契約の日から令和4年3月18日（金）まで

※イベント開催日：令和4年3月5日（土）、6日（日）（2日間）

4. イベント会場

元船広場（おくんち広場）（長崎県長崎市元船町17番）

5. 業務内容

（1）会場設営、運営業務

- ・会場施設借上げ料については、当委員会が支払う。
- ・会場レイアウトを当委員会と協議の上、集客、導線を考慮し作成すること（ステージイベント、出展、飲食物販売、物販ブース、飲食スペース等を想定）。
- ・ステージイベントの円滑な運営ができるよう、当委員会と協議の上、イベント全体の進行台本を作成すること。
- ・会場設営はステージイベントの内容に基づき、テーブル、椅子等の配置を変更し、ステージの音響・照明等については、適切な設備配置を行うこと。
- ・準備から開催まで当委員会と協議の上、イベント開催が円滑に行えるよう、適切な人材を配置すること。
- ・警備を行う箇所については、当委員会と協議のうえ決定する。
- ・イベント終了後は速やかに撤収作業を行うこと。（イベント前日の設営、イベント後当日撤去を想定している。）

（2）費用等

受託者が負担する費用については次のとおりとする。

①イベント会場設営・撤去

（テント関係）

- ・出展、物販ブースに必要なテント（50ブース）及びそれに必要な横幕、ウエイト等
（パイプテント（2k×3k） 25張）
- ・飲食スペースに必要なテント及びそれに必要なウエイト等
（200席程度、ビックパワーテント（10m×10m）5張）
- ・ステージ及び客席（50席程度）用テント及びそれに必要なウエイト等

(ビックパワーテント (10m×10m) 1張)

・その他運営に必要なテント、横幕、ウェイト等 (ステージ演者控え場所、主催者スタッフ、資材置き場等) ; パイプテント (2k×3k) 5張)

・設営、撤去に必要なクレーン等 一式

(備品関係)

・長机 (W1,800mm×D450mm) 200台

・テーブルクロス (白ビニールクロス: ブース用)

・パイプ椅子 400脚

・スチールベンチ 20台 (ステージ前客席用)

・ゴミ箱 (ポリバケツ) 20個

・ゴミ袋 (90L) 500袋

(ステージ製作)

・ステージ組 (W7,200×D3,600 程度の大きさを想定) 一式

・その他必要な部材 (床材、バックパネル、看板、階段、腰布等) 一式

・音響設備 (オペレーター付)

(電気工事費)

・テント用蛍光灯 一式

・コンセント設備 (出店用、運営その他テント用) 一式

・幹線、配設備、分電盤 一式

・発電機 (90KVA) 2台

・発電機 (60KVA) 1台

・各機器レンタル保障費

・その他電設資材

・現場立会費

・夜間点検費

(サイン関係)

・イベントスケジュールサイン 2枚

・場内案内看板等 3枚

・出店者POP

・パラペット看板 1枚

・誘導看板 10枚

(諸経費)

・現場設営費、現場撤去費、運搬費、諸経費雑費、ゴミ処理費、燃料費、各種申請書類作成等、給排水工事 一式

②会場レイアウト、イベント全体シナリオ作成

③警備員 (イベント前日及び当日 (計3日間)、各日3名)

④手指消毒液及び非接触型体温計

(3) その他

①安全対策、危機管理

・国や地方公共団体、業界団体等で定めるガイドライン等に基づき、新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底すること。

・イベント会場において、手指消毒液の設置、イベント参加者の検温を行うこと。手指消毒液

及び非接触型体温計については、必要数を受託事業者において準備すること。

- ・イベントの実施にあたって、参加者の安全対策を講じ、災害・事故発生時の危機管理及び連絡体制を確保すること。

6. 契約形態

契約形態は委託契約（請負型）とする。

7. 業務報告

受託事業者は、業務に関する進捗状況を、随時当委員会へ報告するものとする。

8. 成果品の提出

(1) 提出物

- ①報告書 5部（A4サイズ）
- ②上記①の電子データを格納した記録媒体 1部

(2) 提出期限

令和4年3月18日（金）

(3) 納入場所

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

西九州新幹線（長崎～武雄温泉）開業準備実行委員会事務局（長崎県地域振興部新幹線対策課内）

9. 守秘義務

受託事業者は、この業務の処理上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

10. 制作物に関する著作権等

本業務遂行により新たに生じた意匠権、著作権その他これらに類する権利等は、当委員会に帰属するものとする。また、当委員会及び当委員会から正当に権利等を取得した第三者に対し、著作者人格権を行使しないこと。

11. その他

(1) 打合せ

各業務を進めるに当たっては、適宜当委員会と打合せを行いながら進めること。

(2) その他

本仕様書によりがたい場合、本仕様書に定めのない事項については、当委員会と受託事業者で協議のうえ決定するものとする。